

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○救急病院である旨の告示 (医療課)	437
○救急病院でなくなった旨の告示 ()	〃
○保安林の指定解除予定の通知 (山城広域振興局)	〃
○道路の区域変更 (丹後土木事務所)	〃
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅課)	438

公 告	
○一般競争入札の実施 (入札課)	438
○土地改良区役員の就任届 (農村振興課)	440
○家畜人工授精に関する講習会及び修業試験の実施 (畜産課)	441
○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案、都市計画区域区分の変更案並びに都市計画都市再開発の方針の案を作成するための公聴会の開催 (都市計画課)	442
○都市計画法に基づく工事完了 (中丹西土木事務所)	444

告 示

京都府告示第316号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和 6 年 6 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 日 年 月 日	認定期限
蘇生会総合病院	京都市伏見区下鳥羽広長町101	令 5. 9. 1	令 8. 8. 31

京都府告示第317号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなった。

令和 6 年 6 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	告示撤回 期 日
蘇生会総合病院	京都市伏見区下鳥羽広長町101	令 5. 9. 1

京都府告示第318号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和 6 年 6 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 解除予定保安林の所在場所
相楽郡南山城村大字北大河原小字山城谷南向5の9、8の4
- 指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

京都府告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年6月21日から令和6年7月5日まで縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 鱒留但東線
- 3 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
京丹後市峰山町鱒留小字大成 10425の51から	前	最小 6.5 ^m 最大 12.7	55.7 ^m
京丹後市峰山町鱒留小字大成 10425の51まで	後	最小 8.3 最大 16.4	

- 4 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第320号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和 6 年 6 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
株式会社ランドスタイリング
京都市東山区今熊野榎ノ森町45番地 6 ランドスタ
イリングビル 1 階
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
京都市東山区泉湧寺五葉ノ辻町11－8

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和 6 年 6 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 契約事項の名称
令和 6 年度複写サービスに係る基本契約（70枚／分以上機、60枚／分以上機）
 - (2) 仕様等
入札説明書及び令和 6 年度複写サービス仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
 - (3) 契約期間
令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで
 - (4) 履行場所
仕様書で示す京都府の各機関（本庁及び地方機関）
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号（075）414-5429
ファクシミリ番号（075）414-5450
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付等
 - ア 交付期間
令和 6 年 6 月 21 日（金）から令和 6 年 7 月 19 日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
 - イ 入手方法
 - （ア）原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
 - （イ）やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後 1 時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 6 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和 6 年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「文具・事務機器類」—小分類「文具具・事務機器」
 - (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
 - (4) 国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法

人又は公立学校法人と直接締結した契約において、平成21年度以降に同種のほぼ同規模の業務を完了した実績を有すること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和 6 年 7 月 4 日（木）午後 5 時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和 6 年 8 月 1 日（木）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで及び令和 6 年 8 月 2 日（金）午前 8 時 30 分から午前 10 時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和 6 年 8 月 1 日（木）午後 5 時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和 6 年 8 月 2 日（金）午前 10 時 15 分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す複写サービス料金1枚当たりの単価(小数点以下第2位まで)及び契約期間を通じての総額の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

- ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札
- コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
- サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札
- (5) 落札者の決定方法
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の可否
要する。
- 6 入札保証金
免除する。
- 7 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 8 その他
- (1) 1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- 9 Summary
- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
Basic contract for fiscal year 2024 for copying service
Copy machine - type for copying more than 70 sheets per minute
Copy machine - type for copying more than 60

- sheets per minute
- (2) Bidding method
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, June 21, 2024 to Friday, July 19, 2024 (except for Sundays, Saturdays and Public holiday)
- (4) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday, August 1, 2024 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Friday, August 2, 2024
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by mail
5:00 PM on Thursday, August 1, 2024
- (6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Friday, August 2, 2024
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450

京都市東山土地改良区の役員の就任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 6 年 6 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

就任役員（理事）

住 所	氏 名
京都市山科区上花山講田町39	林 伸 行

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による牛に係る家畜人工授精に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施する。

令和 6 年 6 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 講習会の期間、場所及び科目

区 分	期 間	場 所	科 目
学 科	令和 6 年 8 月 21 日 (水) から令和 6 年 9 月 2 日 (月) まで	京都府農林水産技術センター 畜産センター	畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜 の育種、関係法規、生殖器解剖、繁殖生理、精 子生理、種付けの理論及び人工授精
実 習	令和 6 年 9 月 3 日 (火) から令和 6 年 9 月 13 日 (金) まで	京都府農林水産技術センター 畜産センター及び京都府農林 水産技術センター畜産センタ ー碓高原牧場	家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖、発 情鑑定、精液精子検査法及び人工授精

2 修業試験の期間、場所、科目及び対象者

区 分	期 間	場 所	科 目	対 象 者
学 科	令和 6 年 9 月 17 日 (火) 及び令和 6 年 9 月 18 日 (水)	京都府農林水産技術セン ター畜産センター	畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管 理、家畜の育種、関係法規、生殖器解 剖、繁殖生理、精子生理、種付けの理 論及び人工授精	講習会学 科修了者
実 習	令和 6 年 9 月 3 日 (火) から令和 6 年 9 月 13 日 (金) まで	京都府農林水産技術セン ター畜産センター及び京 都府農林水産技術センタ ー畜産センター碓高原牧 場	家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器 解剖、発情鑑定、精液精子検査法及び 人工授精	講習会実 習修了者

3 定員

10名程度

（府内の受講者を優先し、府外からの受講者は定員の範囲内で受講することができる。ただし、受講者の数が定員を超えた場合は、抽選により決定する。）

4 受講申請書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

令和 6 年 6 月 21 日（金）から令和 6 年 7 月 22 日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分
から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

なお、郵送による場合は、令和 6 年 7 月 22 日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 提出先

受講の申込みは、住所地に応じて、次の提出先に受講申請書を提出すること。

受講者の住所地	提 出 先
京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町並びに府外 の市町村	京都府農林水産部畜産課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話（075）414-4985
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡久 御山町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、 相楽郡和束町、相楽郡精華町及び相楽郡南山城村	京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6 電話（0774）21-2392

亀岡市、南丹市及び船井郡京丹波町	京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 〒621-0851 亀岡市荒塚町 1 丁目 4 の 1 電話 (0771) 22-0371
福知山市、舞鶴市及び綾部市	京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 〒625-0036 舞鶴市字浜2020 電話 (0773) 62-2743
宮津市、京丹後市、与謝郡伊根町及び与謝郡与謝野町	京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 電話 (0772) 62-4305

5 その他

- (1) 受講申請書は、京都府農林水産部畜産課及び京都府広域振興局において配布する。
なお、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/chikusan/>) からダウンロードすることができる。
- (2) 受講者は、講習会において使用するテキストを事前に購入し、講習会初日に持参すること。
使用テキスト：家畜人工授精講習会テキスト（家畜人工授精編）令和 5 年 8 月改訂版
（平成 27 年 3 月改訂版以降のテキストも使用可）
購入先：一般社団法人日本家畜人工授精師協会
（電話番号 (03) 5621-2070、ファクシミリ番号 (03) 5621-2077）
U R L <https://aiaj.lin.gr.jp/index.html>
- (3) 講習についての問合せは、京都府農林水産部畜産課（電話 (075) 414-4985）に行うこと。



都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 16 条の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案、京都都市計画区域区分の変更案並びに京都都市計画都市再開発の方針の案を作成するため、次のとおり公聴会を開催する。

令和 6 年 6 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時
令和 6 年 7 月 16 日（火）午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

- (2) 場所
京都府庁第 3 号館第 1 会議室

2 作成しようとする都市計画の案の概要

(1) 都市計画の種類

- ア 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- イ 京都都市計画区域区分
- ウ 京都都市計画都市再開発の方針

(2) 都市計画の案の概要

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

法第 6 条の規定による都市計画に関する基礎調査等で明らかとなった都市の発展の動向、人口及び産業の現状及び見通し等を勘案し、各都市計画区域を一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全することを目途として、当該方針に即して都市計画が適切に定められることとなるように変更する。

イ 区域区分

目標年次令和 17 年の市街化区域における人口の配分を変更する。今回、京都都市計画区域の都市の現状等を踏まえ、具体的な区域区分の見直しは行わない。

ウ 都市再開発の方針

計画的な再開発を行うことにより都市全体の機能の回復、向上に貢献することとなる市街地について土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目途として、当該方針を定める。

3 作成しようとする都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

(1) 閲覧場所

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

京都府建設交通部都市計画課、京都府乙訓土木事務所、京都府山城北土木事務所、京都市役所、向日市役所、長岡京市役所、八幡市役所、大山崎町役場及び久御山町役場

イ 区域区分及び都市再開発の方針

京都府建設交通部都市計画課、京都府乙訓土木事務所、京都府山城北土木事務所、向日市役所、長岡京市役所、八幡市役所、大山崎町役場及び久御山町役場

(2) 閲覧期間

令和 6 年 6 月 21 日（金）から令和 6 年 7 月 5 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

4 公述申出の方法等

(1) 公述申出の方法

公聴会において意見を述べようとする者は、次により公述申出書（別記様式）を知事に提出しなければならない。

ア 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
京都府建設交通部都市計画課

イ 提出期限

令和 6 年 7 月 5 日（金）午後 5 時 15 分必着

(2) 公述申出者の要件

公述申出者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 当該都市計画区域内において住所を有する者

イ 当該都市計画区域内にある土地又は土地に定着した物件について権利を有する者等、当該都市計画の案について利害関係を有する者

(3) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した書面の内容に沿って意見を述べることができる。ただし、知事が必要と認めたときは、公述人の数及び公述の時間を制限することがある。

5 公聴会の傍聴

公聴会は、傍聴することができる。ただし、会場の収容人員を超えた場合など、入場制限や傍聴の中止を行うことがある。

6 公聴会の中止等

公述申出がない場合、公聴会は、開催しない。

また、災害その他やむを得ない理由により公聴会を延期することがある。

